

人権施策等調査特別委員会

(令和5年11月2日)

○ 樋口博己委員長

それでは、少し時間を過ぎましたけれども、ただいまから人権施策等調査特別委員会を開会させていただきたいと思います。

それでは、インターネット中継を開始させていただきます。

なお、この人権施策等調査特別委員会ですが、人権をテーマに議論させていただいております。本日、特に部落差別につきまして、深掘りして議論をさせていただきたいと思っております。様々なお考えの方があろうかと思いますが、我々、議論としては、人権にしっかりと配慮させていただいた議論をさせていただきたいと思っておりますので、その辺、委員の皆様にご留意いただきながら、また、ネット中継を見られている方、傍聴の方にはご理解いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、先般ご請求がありました資料について、説明を求めたいと思っております。まず、事務局からですね。

○ 小山議会事務局主幹

まず、事務局より、会議用システムにアップロードさせていただきました資料について説明をさせていただきます。

資料は、会議用システムの今日の会議または事項書記載のフォルダーにアップロードしておりますので、よろしくお願ひいたします。

002、参考資料（主な同和関係団体について）をご覧ください。

こちらにつきましては、前回の委員会において水谷委員から資料請求をいただきまして、部落解放同盟、自由同和会、全国地域人権運動総連合のホームページに掲載されておりましたそれぞれの団体の紹介資料になります。

平成28年に部落差別解消推進法の制定に関して開催された参議院法務委員会におきまして、参考人として関係者が出席した3団体について参考資料を用意させていただきました。

続きまして、003、参考資料、政友クラブ勉強会資料をご覧ください。

こちらにつきましては、令和5年7月24日の政友クラブの会派勉強会において使用されました部落の歴史が簡潔にまとめられている資料になります。こちらの資料について、補足事項がございましたら、後ほど副委員長からご説明をお願ひいたします。

また、委員の皆様のお手元に紙資料として、参考人候補者（案）を配付しております。

こちらにつきましては、前回の委員会で部落問題に対する理解を深めるため、専門家の意見も踏まえて協議していく必要があるのではないかとの意見を受けまして、国会で参考人として出席された方や、本市職員の人権研修の講師として実績がある方などを理事者とも相談の上、本委員会の参考人候補者としてピックアップをさせていただきました。

前回の委員会で資料を提供いただきましたヒューリアみえの松村様も含めまして、参考人招致について、後ほど委員の皆様でご協議いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

#### ○ 樋口博己委員長

それでは、理事者のほうで説明をお願いしたいと思います。

#### ○ 川口総務部長

総務部長の川口でございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

総務部のほうからは2点資料を作成させていただきました。同和対策事業の歳出額と、三重県人権・同和教育研究大会の概要というふうな資料になってございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

#### ○ 西川人権・同和政策課長

人権・同和政策課の西川でございます。どうかよろしくお願をいたします。

それでは、委員の皆様からご請求をいただきました資料につきまして、説明を申し上げます。

資料はタブレットのホーム画面から、今日の会議、人権施策等調査特別委員会、004、資料（第3回総務部）でございます。こちらの16分の3ページをお願いいたします。3ページでございます。

こちらには川村副委員長からご請求をいただきました同和対策事業の歳出額に係ります資料のほうをご用意させていただきました。

同和対策事業が実施されました1969年から2002年、昭和44年から平成14年でございますが、この間の各事業部門の歳出額一覧でございます。

この資料は、現在の同和行政推進審議会の前身に当たります同和対策委員会におきまして報告されました事業費を基に、作成をしてございます。

項目内訳としましては、住宅や道路等の生活環境施設の整備、それから、隣保館等の社会福祉施設整備のほか農林水産関係や商工関係、教育関係等の事業でございます。

この表の一番下の欄をご覧ください。

33年間にわたります同和対策事業の合計歳出額は約246億円となっております。なおこの金額には、加配教員等の人件費は含まれておりません。同和対策事業の歳出額に係る資料の説明は以上でございます。

### ○ 森人権センター所長

人権センター、森です。よろしくお願いいいたします。

私のほうからは参考に画像のほうを映写させていただきますので、その説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、2020年、令和2年のGISでの航空写真になります。

次に、1971年、昭和46年の市が所有しております航空写真の画像になります。

3枚目になりますけれども、こちらのほうは、1948年、昭和23年ですけれども、国土地理院が、ホームページ上に公開されております米軍が撮った写真という形で、航空写真のほうを掲載させていただいております。

続きまして、定点での写真ということで、参考に3枚、画像のほうを映写させていただきます。

(発言する者あり)

### ○ 森人権センター所長

こちらは画像になっております。

定点での写真でございますが、こちらのほうは、撮影年数、正確な年数についてはちょっと不明でございますけれども、事業前、事業後という形で3枚参考で映写させていただきます。

画像の説明につきましては、以上でございます。

続いてよろしいでしょうか。

## ○ 樋口博己委員長

どうぞ。

## ○ 森人権センター所長

続きまして、総務部資料の16分の4ページになります。

加納委員のほうからご請求いただきました三重県人権・同和教育研究大会の概要ということで、資料のほうをつけさせていただきました。

こちらのほうは、第57回の三重県人権・同和教育研究大会の開催要項、こちらのほうに、概要のほうも上がっておりますので、そちらのほうで説明させていただきたいと思います。

まず、第57回三重県人権・同和研究大会の開催要項ということで、大会テーマ、差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しようという形で、大会のほうが開催されました。

こちらの大会につきましては、先月ですけれども、10月14、15日に四日市市、菰野町、朝日町、川越町の三泗地区を会場といたしまして開催されました。

このページの一番下にありますけれども、この大会につきましては実行委員長として四日市市長が、また、副実行委員長といたしまして菰野町、朝日町、川越町の町長がそれぞれ就任していただいております。

続きまして、16分の5ページになりますけれども、その会場と日程でございます。

10月14日には全体会・地元報告会ということで四日市市文化会館、それと、県内の各地区モニター会場、こちらのほうは7ブロック、24会場ということで全体会・地元報告会が開催されました。

また、2日目、10月15日には三重郡と四日市市の公共施設を会場といたしまして、17分科会と特別分科会という形で開催されたところでございます。

全体会につきましては、参加者が約3500人、分科会につきましては、参加者が約3300人ということで、2日間で延べではございますけれども、約6800の方が参加していただいた大会となります。

続きまして、1枚飛んでいただきまして16分の7ページですけれども、こちらのほうが全体会、分科会の会場案内ということで、16分の7ページ、8ページとそれぞれの会場を記載させていただいております。

また、9ページ、10ページにはその会場の地図という形で、地図が掲載されているところでございます。

11ページからが、それぞれの分科会でどのような議論がされたかという概要が、それぞれ記載されております。一番上の子供の育ちと子育ての支援では二つの分科会に分かれて、それぞれ3本ずつの報告会という形でそれぞれ報告していただき、また、討議していただいたところでございます。それらの内容が16分の16ページまでありまして、一番最後のページでございますけれども、特別分科会ということで3講演になりますけれども、それぞれのテーマでご講演いただき、話を聞いていただいたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

#### ○ 樋口博己委員長

資料の説明は以上ですね。ありがとうございます。

それでは、今までの資料について何かご質疑ございましたら、ご確認等ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

今回も少し早めにアップロードさせていただいて、資料もご確認いただけたのかなと思っております。

#### ○ 諸岡 覚委員

同和対策事業の歳出額、1969年から2002年3月まで、教育関係のところでは進路保障に係る事業等と書いてあるんですけども、進路保障に係る事業等というのは私ちょっとイメージが湧かないんですけど、どんなことを指すんですか。

#### ○ 西川人権・同和政策課長

進路保障に係る事業でございますが、例えば教員の方々の研修の費用であったりとか、あるいは子供の勉強会といいますか学習会、そういったものを外部に委託しておったとか、そういった事業費などがここに含まれてございます。

以上でございます。

#### ○ 諸岡 覚委員

子供のやつは分かるけど、先生の研修費というのも進路保障なんですか。

○ 西川人権・同和政策課長

同和教育を進めていくに当たって、先生方の研修費であったりとか、そういったものが広く進路保障という中で費用計上がされておったという記録がございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

諸岡委員、よろしいですか。

○ 諸岡 覚委員

いいです。

○ 樋口博己委員長

これはそうすると進路保障というのは、進路先の具体的な相談に、アドバイスするための先生の研修という位置づけですか。

○ 西川人権・同和政策課長

同和教育、人権教育を進めていく中での先生のスキルアップと申しますか、そういったところの研修であったりとか、また、子供さんへの指導に対する、そこでの研修事業ということで聞いております。

○ 樋口博己委員長

他に。

○ 川村幸康副委員長

少し誤解を招くような感じがしたんだけど、これ、10億円ですよ。

○ 樋口博己委員長

そうですね。

○ 川村幸康副委員長

だから、10億円も先生の研修やそんなにかけたのかというと、ちょっと精査する必要があるかと違うかな。ざっとこれ。だから、この数字の中身のちょっと精査を、例えば、住宅整備に80億円とか、道路整備に30億円近く、下水排水路整備に30億円、それから分譲地整備、墓地整備等に36億円ぐらい、その辺の内訳をきちっともう少し丁寧に出すことができますかね、まずは。

○ 西川人権・同和政策課長

こちらの内訳のほうなんですけど、やはり同和対策事業、古くは50年遡ることになりますので、現存の資料のほうの保存とかというところもある程度限界があるんですけど、説明の中でも申し上げましたように、これは当時同和対策委員会の中で報告をさせていただいたものでございまして、その中での内訳というものはできる限り、もう少し細かいものを出させていただけることは可能かなというふうに考えております。

例えば、進路保障なんかで申しますと、ほかには副読本の作成であったりとか、指導資料の作成であったりとか、そういったものも細かいものは含まれておるところでございます。

以上でございます。

○ 川村幸康副委員長

議会の特別委員会での資料ですので、情報公開請求が出たら出さなならんというところもあるんであるならば、総額これだけの250億円ぐらいかかっていたという形の中で、例えば、ちょっとざっとしか書いてないよね、これ、生活環境施設整備とか、農林水産関係、商工関係、教育関係とこうなっているんだけど、もしよければ、例えば、その50年もあるけど、10年単位ぐらいのスパンでもうちょっと細かく理解できるようなものがあると思うんだけど、それは出せるかな。資料として残っていると思うんだけど。

○ 西川人権・同和政策課長

先ほど申し上げましたとおり、保存資料の中身を精査させていただきまして、もう少しできる限り、出せる限り提示をさせていただきたいというふうに考えております。

## ○ 川村幸康副委員長

やっぱり、過去の背景を振り返る中で、これぐらいの税投入がなされる中でこういったことが行われたかということが数字として見えれば、それがどういう効果があって、またはどういう課題があるのかということが見えると思うので、もう少し丁寧にその分を出していただきたいなというふうに思います。

以上です。

## ○ 諸岡 覚委員

その次のページの第57回三重県人権・同和教育研究大会の表紙になるのかな、開催要項というやつがありますよね。市と一緒にの见解なのか、あるいはこれがこの団体だけの见解なのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども、例えば真ん中辺りに、こうやって書いてある。

また、自己責任論の広がりも見過ごせません。社会的弱者が優遇されている、社会福祉に頼るより個人が努力すべきという考え方は、同和教育が大切にしてきたことと相入れないものと書かれているんですよ。

正直、この辺の感覚って割と世論を二分する意見で、例えば、私なんかの感覚でいうと、人が人たるべきなら、まずは自分のことは一生懸命自分で努力しましょうよと、どうしてもそれで無理になった場合は社会が救っていきますよということだと私は思っているんだけど、この理屈だと、自分で頑張るよりも社会に頼りましょうということが同和教育なんですか。

その辺の见解、これはあくまでもこの団体の见解であって、四日市の同和教育というのはこれとはまた違うんですか。どうなんですか。結構、これ、かなり世論を真っ二つに割るようなことが書かれてあって、ちょっとどうかなと思ったんですが。

社会福祉に頼るより個人が努力すべきという考え方は、私は、これ、個人差があると思うんですけども、まず、頑張れる人は頑張ってもらわなあかんと思うんですよ。社会福祉に頼るんじゃないなくて、やれる人はやってもらわなあかんと思うんだけど、その考え方でそんなに間違っておると私は思えないんだけど、どうなんですかね。

四日市の同和教育もやっぱりその考え方ですか。

## ○ 川口総務部長

社会福祉の考え方は当然行政が行っておる部分も含めまして、もともとそういうふうな考え方、きちっと権利と義務という大変ですけども、そういった部分で最低の部分はきちっと保障していきましょうという、そういった考え方の中で福祉においても行政は事業をやっておるといふふうな理解をしてございますので、諸岡委員がおっしゃっていただいた、そういったもののベースの上でというふうには思っておりますが、当然こういう状況に陥った方にそれぞれ事情がございますので、そういったところで一律に例えばすばっと線を引くというのは難しいことかも知れません。

同和行政でというふうなことでございましたが、特にご自分の努力でどうにもならない部分というのも多々あるかと思っておりますので、そういった部分においてはまたちょっと違う意味合いがあるのかなというふうには思っておりますが、行政の全体の考え方としては、そういう各お一人お一人のやるべきことをやっていただくという部分と、行政として必要な部分をやっていくという部分があるというふうには理解しております。

#### ○ 諸岡 覚委員

最後にしておきますけれども、おっしゃったように、やっぱり基本は努力して自分で何とかしていくというのは大前提なんだけれども、世の中にはやっぱりどれだけ努力してもそれこそ差別なりなんんりの理由で、努力の上に壁があってどうしてもそれを突き抜けられやん人というのもおるわけで、それを救っていくのが社会的役割だとは思っています。だから本当にケース・バイ・ケースだと思うんだけど、こうやって全面否定されてしまうと何か頑張っておる人が報われやんなという気もするんやけど。これはこの団体の考え方ということですね。四日市はそうではない、了解です。

#### ○ 加納康樹委員

私も資料で出してもらった第57回の三重県人権・同和教育研究大会のところで、8ページ以降の分科会の詳細というのか、報告概要というのを示してもらっていますけれども、まず、だからこれは事前に配られたものであって、何とかを報告するということですが、これを報告されて、それぞれの分科会ではその報告の後の何か討議とかをするような性質のものだったんですか。

#### ○ 森人権センター所長

そのとおりでございます。

○ 加納康樹委員

ざっくり、もしこの中でどなたかが、私、どこそこの分科会に入っていて、この報告を受けてこんなようなやり取りがありましたみたいなものが、今、ご記憶の中でご報告できる方がいらっしゃれば教えてほしいんですけど。

○ 萱苗人権センター副参事

人権センター、萱苗でございます。

分科会において、第1分科会、子供の育ちと子育て支援という分科会に管理者として参加しておったんですけども、保育園、こども園、幼稚園や小学校の反差別の取組の報告をした中で、その実践を共有する中で課題や成果というのが明らかになってきたと思います。それをそれぞれの団体に持ち帰って、これからの教育、反差別の学びにつなげていくというような意見がたくさん出たというふうに記憶しております。

○ 加納康樹委員

今、報告してもらったとおりで、この一覧表の8ページ以降を見ても、その報告者というのがほぼほぼ幼保小中の教諭の方々なんですけど、やっぱり参加者もほとんどがそっちで、行政職の方々はまだ管理運営のほうだけなんですか。

○ 森人権センター所長

全てが管理運営だけじゃないですので、当然参加していただいている職員もおります。ただ、割合的には委員おっしゃるような報告が、学校が多い上に、やっぱり報告者も学校が多くなっておるとするのは否めないと思います。

○ 加納康樹委員

この大会って多分年1回やっていると思うんですけど、大体この季節、この時期でされているんでしょうか。

○ 森人権センター所長

10月のこの時期に大体させていただいております。

#### ○ 加納康樹委員

これ、本論とはずれるんですけど、10月のこの時期になったので、ここの週末で四日市市内の幼保小中が、全然運動会を開けなかったと聞いていますので、昔はもっと前倒ししていたのを、コロナの影響とか、暑いのがあって後ろにずらしたけど、ここで運動会ができなくてさらに1週間になると朝寒いとか、そんなことも起こっていたかと思いますので、そういう改善は必要かなと思うんですが、どんなものですか。

#### ○ 萱苗人権センター副参事

委員おっしゃるとおり、運動会が10月というふうに後のほうになったことで、そもそも10月に多かった行事の中で、小中学校、こども園さん等含めて、運動会の日程については大変ご苦労いただいていると思っております。ただ、三重県人権・同和教育研究大会がどれだけ大切なものかということも小中学校、こども園を含めて認識していただいておりますので、小中学校、園とも連携しながら、地域とも関係しながら調整をしていただいておりますので、外していただきながらやっているところがほとんどかと聞いておりますので、そんなふうに調整を、三重県人権・同和教育研究大会を大事にいただいているんだなということを楽しみながらも、委員おっしゃるとおり、今後については、調整について検討していくのは必要なのかもしれないなと思っておりますが、三重県人権・同和教育研究大会については、この時期に毎年行われているということでございます。

#### ○ 加納康樹委員

ずれました。以上です。

#### ○ 樋口博己委員長

これ、ちなみに、今回は四日市市、菰野町、川越町、朝日町ですかね、このブロックでの開催なんですけど、県内幾つのブロックで回っていくんですかね。何年に1回、この四日市に回ってくるんですかね。

#### ○ 横山人権行政監

県内で8ブロックに分かれておりまして、今回は8年ぶりの四日市市での開催と。ちなみに昨年は私が行かせていただきましたけれども、伊勢志摩のほうでされましたので、8ブロックでエリアエリアの輪番となっております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

他にどうでしょうか。

諸岡委員が問題提起いただいたところなんですけど、私も非常に大事な視点だなと思って議論をお聞きしておったんですが、三重県人権・同和教育研究大会の開催要項というところで、私が感ずるところでは、自己努力で解決できない大きな課題がたくさんあるというスタンスの中でこういう発言になっていったのかなと思っておりまして、ちょっとこの辺のところの受け止めでどうでしょうか、ご意見ございましたら。

水谷委員、首をかしげてみえましたが。

○ 水谷一未委員

もう少し時間を下さい。

○ 樋口博己委員長

村上委員、どうですか。

○ 村上 暁委員

僕もこの部分を読んでいてちょっと引っかかる部分があったんですけど、最近2000年ぐらいから社会的に、それまでの社会の状態よりももっと福祉が削られる社会になってきたのが2000年前後ぐらいなので、それを受けて、ちょっとこの社会福祉が削られてきたという、そういう社会を反映してのこういう表現になったのかなというふうに僕はちょっと読み取りました。

○ 諸岡 覚委員

社会福祉が削られたって、具体的に何か根拠のある話なんですか。

総額増えておるはずなんですけど、社会保障費。

それって、単なるそれこそイメージの、先入観だけの話だと思う。

○ 村上 暁委員

ごめんなさい、データは……。

○ 諸岡 覚委員

データとしては増えています。

○ 村上 暁委員

そういう、私が社会に出たのが2000年ちょっと前ぐらいで、その辺りからかなり自己責任論というのが言われてきたというイメージを受けていたので、ごめんなさい、根拠とか数字とかそういうことではないんですけど、それで私はこういうふうに取り扱ったということでございます。

○ 諸岡 覚委員

根拠なくイメージだけで語っていくというのは、ある意味差別の原因なんですよ。何の根拠もなくイメージだけでレッテルを貼っていくというのが、すこぶる差別的なものの考え方だと個人的には思います。

○ 樋口博己委員長

村上委員、これはそういうことをしっかりと発言して議論していく場ですので、自信を持って発言いただきたいと思います。

これはやはり行政の福祉施策、サービスを提供する側とサービスの受け手側の立場の違いもあろうかと思えます。行政サービスとしては拡充していると。だけれども、様々な社会情勢の中で、サービスを必要とする人がまだまだ不足しているという、その辺の立場によつての乖離もあるかと思えますので、もうこれからはしっかりと自信を持ってご議論いただきたいと思います。

この辺のところでは加納委員、どうでしょうか。

○ 加納康樹委員

自己責任論云々のここの表記、確かに諸岡さんのおっしゃるとおりで、いろんな違和感のある見方になるのは、これは事実だと思います。ですが、やはり、こちらの団体さん、人権・同和教育研究大会さんとしてはやはりこういう論陣を張らざるを得ないのは、それは理解をしますので、四日市市が云々というところで諸岡さんがチェックをされたと思います。特段、その辺のところ为抓手していただければ、と思います。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

他に資料の中でご確認等ございましたら。

副委員長のほうで……。

○ 川村幸康副委員長

今の議論、少しよろしいか。

○ 樋口博己委員長

どうぞ。

○ 川村幸康副委員長

自由ってあって個人の実感でどうだこうだという判断基準というのは、それぞれみんな物差しは違うと思っているんですよ。それだけに、逆に言うと一番人権問題で難しいのは、それって人権侵害なの、いや違うやろうという人と、いやいや人権侵害やという、ここが一番テーマなんですよ。

基本、私はやっぱりそこの人権問題を語る時は、これを言うとまた誤解を招くけど、弱者と強者って言う方がいいのかどうなのかというよりは、どっちかという、多いのと少ないのという言い方のほうがいいのかもしれやんね。マイノリティーとマジョリティーの問題というか、その時にやっぱり何かされても声が上げにくいとか、何かしても出しにくいというものがあつたりする世の中の抑圧の中で、声なき声を聞くってよく言うけれども、そうしたら声を出したらええやんという人もおりますに。そうやけど、なかなか出しにくいというところに配慮しながらどうしていくかということだろうと思うんですよ。

だから、諸岡さんが言われるように、根本人間が生きていくのは厳しい世の中ですので、

個人が努力すべきというのは、もう一般論として当たり前だと思うんですよ、頑張らんといて何やというの。でも頑張っても駄目、頑張っているけれどもそれ以外のところの不条理なところの不平等なり人権侵害をどうしていこうかというのが多分この団体だから、初めからそのところは、それは当たり前と認識する中で、多分私は、これ擁護するつもり何もないけれども、なっているんじゃないかなと。だから今回でも特別委員会で一番問題なのは、個人の判断でなかなかこれ差別や、これあれやって決めるのは難しい中でいくと、やっぱり行政なり、それから我々議会とかというところがしっかりとその辺の——物差しという言い方はよくないけれども——判断基準をきちっと明確にしていくということは、一つの考え方やろうと思っているんですわ。

だから先ほど、これ、始まる前に宅建の人がみえておったんですけど、宅建の人らが、お客さんから尋ねられたら何でも答えなあかんと思っているんですよ、隠したり何かしたらあかん。そのところに、例えば、ここは同和地区ですかとか、同和地区の方が住んでいるんですかと聞かれたときにでも、前までならそれも隠しておったやないかと言われるおそれが出て出しておったことも事実と言うてました。ところが、この間、この部落差別解消推進法があって、そういったことは駄目だよというふうな通知が国のほうからあって、明確にそれは駄目ですよって言われたら、それから、そういったものはもう明確にお断りができるし、そこへプラスアルファ、今はもう宅建さんやああいうところの事務所なんかに行っても、そういうことは言いませんとか、そういうことは聞いても駄目ですよということを啓発し出したって言うんですよ。それは一定の効果があるというふうな話をされておったもんで、その部分やと思うんですよ。

だからこれからはやっぱり個人の判断でいかんところの部分、例えば四日市なら我々が特別委員会で調査して市長に投げかけるんだけど、そこで四日市としてこれが人権侵害に当たり、これが同和問題であり、これが障害者の課題であったり、またはマイノリティーの課題、男女問題の課題ですよということの一つの判断材料、こういうものをつくり上げていくのかなと。そこでやっぱり私は一番感覚的に言うのは、どっちもあるんですな。当事者やけどそれ言ってほしくないという人もおれば、当事者やけどそれはもっと大きく声を出して言ってほしいという、二つあるんですわな。非常に迷うところの部分、そうしたら四日市市の行政としては薄く広く集めてくる税金でこういうことの方策でこの問題を解決していきましょうというのが一つの道筋かな、航海図かなと思っています。

## ○ 諸岡 党委員

今の話で、本当に私、分からんのやけど、いわゆる寝た子を起こすな論というのがあるじゃないですか。例えば、今の話やと宅建さんに国から指示が出て、もうそういうことには答えてはならない、聞くこともならんよ。ポスターが貼ってあるのか、貼り紙してあるか知らんけれどもという話でしょう。そうすると、それこそ今、川村さんがおっしゃったいろんな考え方の人がおって、言うべきやという人もおるし、言わんほうがええという人もある。言うべきやという人の理屈は多分ですよ、それを隠すということはイコール隠す上では、やましいという言い方が適切か分からんけど、恥ずかしいとかやましいとか何かそういうのがあるで隠さなあかんやろうと、もっと堂々とするべきやと、何も悪くないやろうと、そういう理屈だと思うんですよ。言うべきやと。言わんとけ、答えるなというのは、答えてしまったら、それが基でまた差別されるか分からんでもう黙っておけというよな、これがいわゆる寝た子を起こすな論やと思うんですよ。

そうすると、今の話、国が指示してきたというのは、いわゆる寝た子を起こすな論に基づいた考え方なんかなという気もしたんですよ、今、話を聞きながら。何が正しいのかなと思って、別に国からの宅建への指示がええ悪いというんじゃない、何か今話を聞いておって、これ難しい問題やなと思って聞いていました。

## ○ 川村幸康副委員長

だから今日の始まる前にも少し言ったように、人間の脳には意識ってあって、意識も差がありますわな。取り出せるわけないし、見えへんし、意識って。それともう一個は肌感覚での感覚という、両方を人間は持っていると思うんですよ。肌感覚で、体の大きな人を見て、強そうな人を見て怖いなと思ってしまう肌感覚があったり、意識にもやっぱり自分より大きいという動物的に持つておる恐怖心があったり、こういうのが意識や感覚の中にあるんだらうけど、そういう意味からいくと、お客さんに当該地域かどうかということ聞かれて、それはもう、そもそもそういう不当なことはあってはならない、人権に配慮しなさいという世の中をつくっていきましょうということですので、当然行政のほうから一定のそういう判断が下されていく中で、それをやっぱりきちっと理解していくべきやろうと私は思うんですわ。それが、どっちにも自由やないかという話になると、これは世の中、ちょっと議論がおかしなるか分からんけど、六本木に来るなってこの間から言っていますよね。

(発言する者あり)

○ 川村幸康副委員長

渋谷か。渋谷な。渋谷に来るなど言う。だけど、ある論では行くのは自由やないかという話。やけど、やっぱりあれは行き過ぎた自由があって、特にやっぱり隣の国で痛ましい事故があったから、あの辺も警戒して、行き過ぎたらあの自由をちょっと奪われたわけですわな。そういった意味でいくと、どこまでかがお客さんのための有益やけど、その有益は、不当な差別に基づく情報は、逆に言うとそれは有益じゃないということを経営側が判断して出したと私は思うんですよ。出すべきやし、それは。

そういう意味では、基となるものの物差し基準というのは個人じゃなくて、もっと社会なり行政なり、多くのところで考えたことをきちっと多くの人が守っていくというのが、これはやっぱり法治国家の役割やろうし、だから、日本国憲法が一番上で大きいんやで、基本的人権を守りましょうということになってくると思うので、そこらは逆に言うと、この特別委員会でも皆さんと合意しながら、その上において細部にわたるところをどうしようということになるのかなと思いますけど。

○ 諸岡 党委員

今話を聞いておいて私が思うのは、例えばさっきの宅建の事例でいうと、国がそういう指示を出したというのは、私はよかったと思う。よかったんだけど、その辺の考え方っていうのは、いわゆる寝た子を起さすな論である。そうすると寝た子を起さすな論が全て悪いわけでもないんやなというのが一つ分かった。

だから、いろんなケースがあるけれども、ケース・バイ・ケースで、もう触るなというケースも、寝た子はほっておけというケースもあってもいいんだろうし、いやいやこれはきちんと扱って白黒はっきりつけやなあかんぞというのものもあるんだろうし、一概に本当にケース・バイ・ケースなんやなってちょっと思いました。

○ 川村幸康副委員長

だから最終的には個人の判断は危ういというか不確かなので、やっぱりいろんなところの人知が寄って、人が寄って決めていく中で、こういうことにしましょうというのが一番

間違いのない判断なのかなと思っています。

これ、私の個人の判断やけど、寝た子を起こすな論、時々心が萎えるとそれもありかなと思うときもありますわ。だけど、やっぱり知らんほど怖いこともないなというのと、もう一個私のあれだけど、寝た子っておらへんやろうと思うのさ。必ず起きると思うんですわ。ずっと寝ておるといのはなしやで、そうすると部落問題なり人権問題というのものないんやろうなと思う。起こってきておるといことは起きておるといことやで、寝たふり、寝た子を起こすなでは解決せんというものの見方もあるのかなと私は思ってます。

#### ○ 諸岡 覚委員

多分、本当は起きたいけれども、寝たふりせざるを得やん人もようけおるんですよ。

#### ○ 樋口博己委員長

副委員長、どうぞ。

#### ○ 川村幸康副委員長

それは個々それぞれあると思います、そのときの状況判断によって。だからもっと言うと、ジャニーズ問題なんかでもそうですわ。相当悩んだ人もおるやろうし、いまだにそれをオープンにできない人もおるだろうし、自分から名のり出て、これは世の中を変えるために自分が少し勇気を持って出そうということで、ああいう会もつくってやって、それもリーダーになってやっていく人たちは相当に精神的な葛藤が私はあると思うんですよ、あれ。世の中からは逆の意味での抑圧も受けているということも言っていますので、あの人らでも。だからそういう意味でいくと、このまま寝た子を起こすなではなかったと思うんですよ。社会というのは必ず、ずっと寝ているわけないから、必ず起きてくるから。今回の問題によっての啓蒙、啓発って起きていますわな。例えば、ジャニーズ問題のあれなんかはね。だから芸能界もあれで一掃されるのと違うんかなと。そうすると、よりよい方向へ行くと思う、こういうことやろうと思うんです。

#### ○ 樋口博己委員長

今のお話で、宅建の人に問合せをする時点で、ある意味、聞く人に差別意識があるから聞くんだと思うんですよ。そんな意識がなければ聞くこともしない。ここは環境という

か、交通の便がいいのかとかそういうことを聞くと思うんですけど、ちょっと、だからそういう特定で聞くこと自体、そういう意識があるから駄目なのかなと思いました。

○ 村上 暁委員

宅建の話で、そうやって聞くのは、先ほど言われた差別があるから聞くことであって、その時点で宅建業者のほうからそういうことを聞くのは差別ですよということをきちっと指摘するというので、決して寝た子を起こすなという消極的な対応ではないと思いますので、そういう取組、宅建業者を通じてそういう差別をなくしていく取組というのは、前に進む積極的な取組だと思います。

○ 樋口博己委員長

水谷委員、どうですか。

○ 水谷一未委員

LGBTQもそうですけど、やっぱりそっとしておいてほしいという方も、やはりちょっとお声を聞いたりとかもしてしまっていて、ただ、普通に人として暮らしていくのに、その理解をやっぱりしていただきたいという方も中にはいるので、この部落もそうですけど、どういうふうに配慮をしていくべきかというのが、本当にこれからの課題、人権について様々な問題がいっぱいある中で、配慮もしつつ、でも中にはそっとしてほしい人もいれば、理解をしてほしいという人も中にはいるので、本当に難しいなということを、本当に今思っています。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

副委員長、どうぞ。

○ 川村幸康副委員長

結局、さっき村上さんが諸岡さんとの話の中で、社会的弱者とか社会保障の費用が減っているとか、どうのこうのというちょっと議論もされておったんだけど、あの切り口はやっぱりどういうことかというのと、データで見ると例えば諸岡さんが言われるとおり、社会

保障費って増えているんですわね。これって何から来ると、どちらかという人口比なんですか、極端なこと言うと。例えば、私が議員に初当選した平成7年頃は教育費が多分200億円ぐらいあったんですよ。今もう100億円切っていますよね、多分。切っていませんかね。切っていると思うんですわ。100億円切っていると、切っているよね、多分。分からん。それから、例えば、高齢福祉を含めたそういったところには……。

#### ○ 樋口博己委員長

すみません、130億円。

#### ○ 川村幸康副委員長

130億円ですか、今。だからちょっと、学校かなんかで増えてきたんやね。社会福祉費のほうも逆に言うと少なかったのが、膨大に膨れ上がってきたというのは、やっぱり高齢化社会になってきて高齢者に対する施策が、人口配分で必要になってきたということやろうと思うんですよ。

そうすると、そのときの時代背景によって、そういうふうに人口のそのこのカテゴリーに当てはまる部分が増減する。そこで予算枠というのが変わってきたんやけど、本来行政しかできないこととか、行政が取り組まなければならないことというのは原則としてあるはずなんだ。それと同時に、どこかでそうしたらその増えてきた分をカットせなあかんところの論理の中には、やっぱり経済が入ってくるの。そこらが世知辛い世の中になったから、極端なこと言うて、社会的に弱者と言われるような人たちに手厚くし過ぎると、逆に多数の人らが俺らもそう言うけど苦しいがやという声が出やすいし、出てくるから、そうするとそこでのありようの中で個人の主観はそれでええんやけど、そうしたら行政体としてはどう持つべきかという議論がやっぱりきちっとベースにあって、その中で、やはりその一翼を担うのが議員やで、その物の見方が要る。それと同時に逆に行政マンにもそういう物の見方が要るんやわね。株式会社でやっていくんならかまわへんのやけど、やっぱり薄く広く集めてくる税で仕事を行うということの基礎、基本みたいのがあるような気がするの、だから、特に人権問題とかあんなのには、行政側がしっかりと意識を持ってどう治めるべきか、また、どういう物差しを持つべきか、やっぱり行政マンに意識があるかないかによって随分と施策は変わるやろうなと気はするので。

## ○ 諸岡 覚委員

イメージの話でいうと、さっき村上さんが言われたように、一般弱者にとっては、目に見えてくるものがないから、何もプラス、増えておる実感がないんですよ。これ、事実なんです、実感として。ただ、じゃ、何が増えておるのかというと、いわゆる国レベルの何かの研究用の研究予算にドーンと何百億円いっておるみたいな、分かりやすい例えで言うと。そういうのでいうと総額としては増えているんだけど、実態として弱者のところの手元にいっておるのはほとんど変わらない。場合によっては支出だけは増えたねと、総額で見ると苦しくなったというイメージになっておると思うんです。総額では増えている。

だから、ちょっとこの話はあまりすると論点がずれてくるのでこの程度にしておくけど、いわゆる差別の問題でも、もっと当事者、いわゆる差別を受けているという人たちが実感として救ってもらえているんだという数値、実感を持ってもらえるような施策が必要なんじゃないのかな。いわゆる社会のシステムをこうしました、市役所にこんな何とか室をつくりましたとか、それもいいんだけど、実感として分かるようなレベルの施策が必要なのかなと私は思っていて、それが何とちょっと正解は、私は今答えられませんが。

もう一つ言うと、じゃ、実感として持ってもらえるためにというので、今まで四日市がずっとやっていたいろんな、例えば、さっきの資料のやつもそうやけれども、何とか大会とか何とか勉強会とかそういうのをよく開くじゃないですか。子供に何か夏休みの宿題にポスターを描かせたりとか、それはそれで実感になるんだろうけれども、ただ差別と関係ないと思って生きている人たちから見ると、一番最初の会議で私言うたんやけど、四日市って何かやたらこの手の話が多いよねと言うて、よそから来た人は引いてしまっておる部分もあるんです。四日市に引っ越してきたらやたらあちこちでこういうポスターを見るし、PTAでもやたらそういう研修があるし、何か四日市ってやたら多いよねと引かれてしまうみたいなのがあって、そういう部分で上手なところで引かれやんようにしながら、当事者が満足できるようなそういう施策というものを考えていかなあかんかなという気がします。引かれるということは、逆にその対策は嫌われるということですから。実際引いておる人はおる、これは事実。

## ○ 樋口博己委員長

諸岡委員がおっしゃった当事者が実感というのは非常に大事な視点だと思います。一方では引かれるという話もありましたが、この要項の文面から様々議論いただきましたけれども、これはやはり当事者同士としての実感としてこういう受け止め方なんだというふうに私も理解をさせていただいております。

そうすると、当事者に対してやはり周りはやっぱり配慮すべき、その配慮がやはり実感していただけるような施策、ただ単に言葉の配慮ではなくて実感していただくような施策がやっぱり必要なんだろうなということを少し感じさせていただきました。

これでまとめるつもりはないんですが、そんな受け止めにさせていただきました。

## ○ 加納康樹委員

私もぼやっとした話になるんですけど、人権だったり福祉だったりというところで、今のタイミングでこの特別委員会を持っているので、もし意識を、違えば違うんでいいんですが、合わせられたらいいなと思うのが、要するに、社会福祉というと英語の大本ってソーシャルウエルフェアとずっと呼ばれているんですけど、最近そのウエルフェアがたまによく聞く言葉でウエルビーイングという言葉が最近はやりの言葉で、どちらかというところちが来ていると思います。何が違うのかというと、ウエルフェアというのはとにかくフェア、何もかも一緒になければならない、一緒だったらいい、足りないと思うから全部一緒にしてくれという、私も社会福祉学部を出ていてこんなことを言うのも何ですが、おねだり論がウエルフェアな気がするんです。けどウエルビーイングの時代になってくるとどういうことかということ、私はこういって、今施策という話があったけど、私は何もかも一緒ではなくてこれをちゃんとしてほしい、そうするとより生活がよくなるという、そういうふうな思想というか、社会福祉だからといって何もかもみんな一緒ではなくて、それぞれの方々が何を一番欲していらっしゃって、行政としても何もかもオールベタでやるんじゃなくって、とがった施策とまで言わないけど、望んでいらっしゃるの何かというのを悟ってそれを施策にしていく。もう大分前になるけど、例えば民間企業さんの福利厚生という、もう何もかも福利厚生からベネフィット、自分が選択して何か福利厚生というのがもう10年も20年も前から民間さんは変わってきているので、そういうふうなところで時代、今話題になっていたような事業費の一覧もあったけど、同和地区に対して何もかも事業をしていた時代というのはやっぱり正直終わっているというのか、そうじゃなくて、それぞれの方がどういうものを欲していらっしゃるのか、それに対してどう手当てし

ていくのか、行政もその感覚にどう対応していくのかみたいなのところもひいては、今この令和の時代の人権施策として考えていかなきゃいけないのかなとちょっとぼやっとした感じですけど思っています。

○ 樋口博己委員長

必要なものは何かというのを、きちっとニーズを確認して、そんなものを提供するということですね。ありがとうございます。

副委員長、ちょっと待ってください。

休憩しようと思ったんですけど、よろしいでしょうか。

そうしたら、あの時計で午後2時50分まで休憩します。

14：38 休憩

---

14：47 再開

○ 樋口博己委員長

それでは、皆さんおそろいですので、人権施策等調査特別委員会を再開させていただきたいと思います。

それでは、副委員長、どうぞ。

○ 川村幸康副委員長

今、加納さんがお話ししていただいたように、非常に行政が苦手なことを指摘してもらったと思っているんですよ。

要は、同和対策でいくと、一律にやる必要があった時代、極端なことを言えば、先ほど冒頭に見せてもらった写真のように、非常に見た目一般地域との格差があったと。その中で、住環境なり様々なところに目に見える形での改善がなされた。そのオーダーはオーダーで一定の成果と実績は残したと思うんだけど、そうしたらその上において、次どういうオーダーがあってどういう解決をしていかならんのかとなると、個別オーダーになったり、それからさっき加納さんはとんがった施策という話もしたけど、本当はとんがった施策が要るんだろうなと思う。その地域地域によったり、または人権課題によって。そ

この部分が税でなされるところで悪平等になって、一律に一緒のことをせなあかんという、必要でもないのに無駄があったり、逆にそれで逆的な差別を生む。見たときに、我々も困っておるのにあそこだけかよという話にもなる。

だから様々な問題があるよね。例えば同和地区でも経済的に裕福なところから、なかなかまだそこから抜け出せない人もいたり、それは他の地区でも出始めていて、そこを一定にするとなかなか理解が得られない。逆差別的なことを生んでしまう。だからもう一度そういう意味では住環境整備を整えつつも、どの課題がまだ残されていて、どの課題をどうクリアしていくかといったときに、一つはやっぱり実態調査はしてもらっていると思うんだけど、教育であったり、それから就労であったり、それから一番大きな課題である結婚、この部分の問題なんかをどう行政的には四日市市民に一義的に意識をつけていくか、教育をするかということが要求されているんだけど、この十数年間、そこにはほぼほぼ当たっていない。

諸岡さんが言われたように、四日市へ来るとやたらと人権関係の集いが多かったり、行事ごとがあったりするという。それはそれで私は社会的には周知という部分ではあるんだろうけれども、よその地区から来ると多いと感じるのは、逆に言うと来た人の地域が、そういうことを取り組んでなかったのかなと思っているんだけど、私は。特別に四日市が多いということでもないとは思いますが、でも時々聞くのが、ずっと去年と変わらん今年やし、今年と変わらん来年をずっとやっておると。もっと効果的でもっとあれなはないのという話があると、行政的には粘り強くやっているんですわという返答しかないやわな。確かに粘り強くやらなあかん問題でもあるけど、もう個別でやっぱりどういう問題と課題があるのかに対して、直接そこへ満足度のあるようなものを生み出せるかということをするべきかなと。

そのためにやっぱり上部の実態調査やデータ調べではない、もう一つ深掘りしたような調べが要ると違うかな。そのためにはある程度専門的な知見なり、当事者の意識もあってやれるような、その任に堪えられるような人を行かすべき。行政にないならば、よそから借りてきて、行政が理解をしてやっていく。そうでないと今まで来た行政体の中でやっていくと、行政同士で会議しておっても何も始まらない。第三者の意見で行政が変わっていく。それが必要なのかなというふうに思いますね。

その辺、もしよければ部長、いいですかね。

○ 樋口博己委員長

部長、一度受け止め方を。

○ 川口総務部長

いろいろ本当ご議論いただいて、我々もこれをやっておけばいいとか、これが正解ですというのがしっかりとあれば何かお答えするということかも知れませんが、なかなかそういうことではないといえますか、もっといろいろ、いろんな方のいろんな考え方がある中でどれがベストかというのを探りながら行政のほうもやってきた、これからもやっていくということになるかと思えます。

その中で、いろんなアドバイスもいただいておりますので、そういった部分でできることについては行政としてもやっていく必要があるんだろうというふうには今考えてございますが、そういった中でこれができますとかというのは、今ちょっとお答えできる状況ではございませんが、そういう問題提起はいただいたというふうにしっかりと認識して、施策も含めてやっていきたいというふうに今は考えてございます。

○ 樋口博己委員長

様々議員間討議をさせていただいていますが、その中で理事者のほうも、その討議に参加させていただきたいと思っておりますので、その都度挙手いただいて発言をいただきたいなと思っておりますので、答弁するという立場ではなくて、共に議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

そうしたら、資料の説明をちょっとお願いできますか。

政友クラブさんのほうで勉強された資料ということで、ちょっと副委員長から補足説明をお願いしたいと思っております。

○ 川村幸康副委員長

了解です。

政友クラブの勉強会資料ということで上げさせてもらっておりますけど、これ多分、かなり前からアップロードはされていたんで皆さん一読はしていただいだと思うんですけども、上杉先生の文献の中からダイジェストで、この辺を拾えば結構ある意味、部落差別の問題が理解しやすいのかなということです。

冒頭に出ているのが数の問題ですよね。ここで、資料にあるのは89万2751人というのが古いデータですけどあって、約2%の人口比の問題であるということなんです、部落問題が。だから100人に2人という、非常に少数であるということです。例えば男女の人権課題でいえば50%ずつぐらいであろうし、高齢者問題なり障害者問題でももう少しパーセンテージが大きい。

それと、なぜ、四日市の場合やと部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす条例になったのかというと、当事者と関わりを持たなければ、もしくは当事者に生まれなかったらほぼほぼ2%以外の98%の方は当事者意識が中に生まれてこない。例えば、性別にしる、それから様々な障害にしるというのは、いつ自分がそういった形のものに当事者になってこういうことになるかも分からないという形の中で、やっぱり当事者意識があるなしに関わらずそこを踏まえると理解も進むんですけども、部落問題に限っては、まず、生まれなかったら、それからあとは結婚で一緒になるかならないかの形がなければ、当事者意識というのはほぼない。だから逆に言うと、意識の中にそれが長年きたと。だから、いま一度、皆さんには数の問題は非常に小さい問題ではなくて、ゆえになかなかこの改善が進まない。だからここに、コップの唾の話が載っていると思うんですよ。分かりやすい表現やと思うんです、私はこれは。だから結局、自分の口の中にあるときは唾は飲めるんですけども、一旦吐き出すとそれ汚くなると。そういった形で部落問題に言えるところは、汚れるというような人間社会が持つ、動物的な本能の持つ部分のところと、あとは差別でも一対一ですよ、対比で。AさんがBさんを差別するというのは一対一なんだけど、どちらかというところちょっと1人を全体で無視するみたいな形の構造があるということが、次のページぐらいに書いてあると思うんですわ。

だから、非常にそういう意味では人がつくった差別ですので、非常にそこを分からないとなかなか払拭できない。だから、この辺りの参考資料をもう一度読んでいただく中で、根深さとそれから難しさ、それで今の世の中はやっぱり多様性が出てきましたので、もう一つややこしい問題を兼ね備えている問題になってきたと。

もしよければ、この部分が少し分からんよとか、どうなのというのがあれば、聞いていただければ。もしくは行政でもよろしいので。

## ○ 樋口博己委員長

この資料について何か確認、この資料の中をテーマに議論なり、ご発言いただければと

思います。

## ○ 諸岡 党委員

単なる感想になるんですけど、すごく分かりやすい、特にコップの唾の話。

こういうのを読むと改めて思うのが、社会全体で、いわゆる部落ということだけではなくて、いろんな分野で差別意識というのは蔓延をしているし、例えば、この前から私ずっと気になっておったんやけど、野党の人ら今、総理のことを何とか眼鏡と言うてますやんか。増税くそ眼鏡でしたっけ。それってどうなんよと思うけれども、言うほうも言うほうやし、それ、平気で載せていくマスコミもマスコミやし。マスコミおったけど、ごめんなさいね。

でも、それで誰もおかしいと思わない。一部おかしいと言うておる人もおるみたいやけれども、それを許容していく社会というのはやっぱりそんなもんなのかなと。

例えば、一昔前やと安倍総理の似顔絵を描いて、それを鬼みたいな似顔絵にしてそれに釘を打っておったとか、それを公の政党が堂々とそれをやっておったとか、そういうこともあるわけじゃないですか。

そうすると、今もらった資料というのはすこぶるいいことが書いてあるというふうに思う。ある意味本能に近い部分もあるみたいなことを書いてあるじゃないですか。人間の体から1回出てしまったものが、さっきまで口の中に入っておった唾は飲めるけれども、体の中を流れておった血はきれいだけれども、1回外へ出てしまったらもうそれは本能的に嫌がるんだという。そうするとある意味、そういう意識というのも人間の持って生まれた本能だとしたら、これは果たしてなくせるんだらうかというのが、正直感想としてあります。

社会から選ばれた善人と言われている政治家の人たちでさえ平気でそういうことをやっている世の中ですから、なくなるんだらうかって不安を感じますね、私。単なる感想です。

## ○ 樋口博己委員長

村上委員、どうですか。

## ○ 村上 暁委員

この1ページ目の2段落目のところに、何かいろいろ単語が並べてあるんです。これが

かつての職業を示していると、差別されていた職業を示しているということなんですか。

#### ○ 川村幸康副委員長

明治4年、1871年、解放令が出されたときに、こういった人たちもその制度廃止によって、こういう人たちもされていたので、したら駄目ですよということになったということなんです。

だから、奴隷解放が明治5年10月で、部落の解放令が明治4年8月なんですよね。ただタイムラグもあるんだけど、だから非常にそういう意味ではよく一般論で言う士農工商云々かんぬんというところの部分とはまた違っていたということですよ。きちっと歴然として制度としてもそういうのがあったということなんです、そういうのを廃止したということは。その選民制度の中に今言われるこういう職業の方々も差別される側で、被差別の側であったということで、それを制度廃止に伴ってやめたってことなのかな。だからこれが明治4年8月で、1年遅れで、前倒しでこれになっているというのが資料に書いてあるんです。

だから、奴隷解放令よりも部落解放令のほうが少し早かったということですよ。この部落解放のときにこの人たちも一緒やったということですよ。その1年後に奴隷解放令も出されたということです。

#### ○ 村上 暁委員

ありがとうございます。

イメージとしてこの一番上に書いてある穢多、非人というのは身分的なもので、途中に書いてあるハンセン病はうつるという間違っただけの認識の下で差別されていたというのはあったんですけど、この後ろにいろいろ舞舞とか夙とか書いてある、そういった職業もかつてそういった差別の中に組み込まれていたという認識はなかったものですから、本当に様々だったんだなと改めて思いました。

#### ○ 川村幸康副委員長

私がこの書籍を読んだときに自分なりに解釈したのが、この当時やっぱり今みたいに医学も発達してなくて、例えばハンセン病の問題でも、差別とかそんなのではなくて、だか

ら要はよく言う無知から来たやつですな。無知からこういうことが来たと思うんです。それと同時に、無知やけれども意識というか感覚的にこうなっておったのが、昔やと、適切な言葉で言おうとすると、例えば数十年前、私の職業柄から、時々猟で撃った鹿肉とかあんなのを猟師さんがちょっとうまく処理してほしいって持ってくるわけですね。そのときに、今年多いなと思っておった年があったんですね。そうしたら、猟友会の人を持ってくるのが多いなと思っておいたら、ある猟友会の人が多いやろう今年と言って、多いねと言ったら、あれ、撃ったんと違うぞ、ようけ弱っておって死んでおるのやわと言うもので、これ、食べるとあかへんでと言った。ということはやっぱりやはり病も時々はあるということですね、山の中ではな。本当猟師さんはよく知っておって、そういうものということは、今でいう最近はやったコロナ何とかというのと一緒に、そういう未知のウイルスや病とかあんなのがありますわな。それから、動物が水を飲んでそれで死ぬのか分からんし、汚染されておたらあかんか、分からんわね。そうするとそういうのを昔の人らはやっぱりいろいろたらあかんとか、遠ざけるとか、塩で清めるとか、こういったことをしたんでしょう。だから逆に言うと、そういう藤内って書いてある職業なんかは、逆に言うと病の人を治すわけですから、そうするとやっぱりうつることも多いわね。やっぱりその人はある程度特殊なエリアで住まわして、昔でいう何とか療養所みたいな、小石川療養所とか、決められたエリア、そこから動くというと、例えば江戸のまち全部に広めるおそれもある、だからそこで押し込める。そういうことが昔はあったんだろうな。今になってくるとそんなこともない形のもので、分かってくると開放されてくる。だけど、それまでの分は、それは命を助けるような赤ひげ先生でも一たび間違とうつる。結核なんかでも多分昔は死んでいたとかというでしょう、この当時。それは怖いもんね。昔だと風邪でも死ぬわけですから、そのリスクは高かったんと違うんかなというふうには思います。

## ○ 諸岡 覚委員

私、割と歴史が好きなのでいろんな歴史の本とか読んでいて、例えば医者とかもそうだし、芸人もそうだし、茶筌もそうだし、昔は差別されておったと書いてあるじゃないですか。確かにそうやと思う、差別されておった。ところが、昔のいわゆる偉いさんたちは同時にこの人らを重宝もしておって、例えば特に馬具を作るから皮をなめす職業の人たち、皮を剥ぐ職業のそんな人らを集めておったというのもある、自分の領内に。差別はしつつも、ここでちょっと私がこの資料で矛盾を感じるのが、次のページに、差別の反対という

のは平等でしょうか。平等ではありません。尊重なんですって書いてあるんです。昔の人というのはそういう意味では差別しつつ尊重もしておったんやなというふうに思うんですよ。そういう人らを大事にはしておった、集めて。そうすると、差別の対義語が尊重なんかなという、意外と差別と尊重というのは両立できておった時代も確かにあるのかなと思って、そうすると、差別の反対って何なんかなと、ちょっと読んでおって思ったんですけど。

確かにあの時代、差別もあったけれども、その人らがある意味大事に囲っておった、よそへ逃がさんように囲っておったみたいな時代もあったんです。これってどういうふうに理解したらいいんですかね。

○ 川村幸康副委員長

一定の存在は認めつつも排除はすると。

○ 諸岡 党委員

いや、囲っておって、排除はしていない。

○ 川村幸康副委員長

だから、それなら交わってええやないですか。だけど、汚れやから、逃がさないけれども、入れないと。

私が言った無視と、餓鬼大将の、前回か前々回に言ったと思うんだけど、結局、どっちにも行くことはできない、だけど、例えば、その他の人で、俺もう今から奴隷は嫌やっていったら、奴隷は復活することもある。だけど、部落の問題の場合は排除しつつも一定の距離で認められる中で置かれていたという、非常に高度な差別の仕方をしておったわけすわな。

○ 諸岡 党委員

あめとむちみたい。

○ 樋口博己委員長

利用しておったということですか。

○ 川村幸康副委員長

利用していたということなんですわな。

○ 樋口博己委員長

尊重ではないんですよ。

○ 川村幸康副委員長

尊重ではないですね。

○ 樋口博己委員長

生活を保障するから俺の言うことを聞いておけよということで利用していたということですかね。

村上委員、先ほどの件はよかったですか。

○ 村上 暁委員

大丈夫です。

○ 川村幸康副委員長

もしよろしければその本、行政が持っていますので、一遍、続編もあるんで2冊読んでいただければ、ほぼほぼよう分かる。講義内容で書いてあるので、よく部落問題が理解できると思っていますので、ぜひとも読んで感想文を書いてください。

○ 横山人権行政監

先ほど副委員長がおっしゃっていただきました上杉先生の教科書と申しますか、本でございますけれども、すみません、今日ちょっとあいにく持ってくるのを忘れまして、私のほうで、第1判と申します、前編と後編、2冊持っております。私も、実は読ませていただく中で、この項にないものですから、私だけちょっと自分だけ読んでずるいんですけども、例えば土農工商というのがありまして、私らが子供のとき、子供といいますか学生るときはそれが江戸時代にあって、土農工商があって、それ以下の身分というかそういう

制度があったというのが、実は、これも上杉先生の論でいきますと、中国から入ってきた考えであって、全く違うと。今現在扱っている教科書もほとんどそれがないというふうなことがあります、これ、本当にずっと思い込みで私も五十数年間生きてきましたけど、そういったことがずっと残りつつ、残りつつ、残りつつ、現代まで来てまだそれが差別になっているということ、非常にこれも思い込みとか、そういうような非常に私自身も、非常に危ないなというふうな認識がございました。そういう意味では、非常にまた、これ以外でも、非常に関心の深い内容が入っておりますので、セールスではございませんけど、ぜひまたお借りになっていただきたいと思います。

以上でございます。

#### ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

時間も大分過ぎてきたんですが、この件はよろしいでしょうか。

そうしましたら、先般の会議の中で参考人招致ということでお話をさせていただきました。

まず、先般、確認いただいたのが、ヒューリアみえの松村様には参考人でお越しいただきたいということで確認をいただいたとっております。具体的に、先方に日程を確認しましたら、11月24日金曜日に予定しております、次の次の会議の日、11月24日金曜日午前10時は松村様の予定はオーケーだということでお返事をいただいております。

この日程でお越しいただこうとっておりますが、よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

#### ○ 樋口博己委員長

はい。午前10時からで。

それで、せっかくの機会なので、全議員も聞ける状況をつくったらどうだというご発言もあったところなんですけど、例えば、これ、議員研修会となると様々手続が必要になってきていまして、今から11月24日とその日に設定するというのは様々な手続上、苦しいところがありまして、これは私のほうからの提案なんですけど、全員協議会室で11月24日の会議を開催させていただいて、可能な方は傍聴してくださいというようなご案内をさせていた

だいたらどうかかなと思っているんですが。ちょっとすみません、副委員長に説明、相談なしであれば、このような提案をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### ○ 川村幸康副委員長

手続的にはそれでええと思うんですけど、例えば、傍聴に来ていただいて、発言できるんですか。それは委員が認めればいいんですか。

例えば質疑応答か何かですよね。そのときには、我々特別委員会の委員のメンバーが気づかないことも全員協議会室で他の議員がおって聞きたいとかということがあったときに、それは、特別委員会、今日ここで決めておけば、そういう議員にも質問権があったり、意見表明か何か。

#### ○ 樋口博己委員長

ちょっと事務局から。制度上、大丈夫ですか。調べていますか。

#### ○ 小山議会事務局主幹

委員外議員としてご出席いただく場合でありまして、委員長がお認めになりましたら、ご発言をいただけたと思います。

#### ○ 樋口博己委員長

分かりました。

そうしたら、ある意味この場で、当然私、委員長としてその場で判断をさせていただきますが、委員外議員の方もご発言の希望があれば発言を許可していきたいと思いますので、そのような進め方でいきたいと思います。

あともう一点、諸岡委員からご提案がありました部落問題で、非常にフラットな感覚で語れる参考人はみえないかということで、ちょっと資料で案を出させてもらったんですが、事務局のほうで説明いただいてよろしいですか。

#### ○ 加納康樹委員

説明は全然できないんですけど、今日、これで、ペーパーで3人の方のお名前を出して

いただいて、今の議論の中で上杉さんの名前がいっぱい出てくると、上杉さんの話を聞きたいなと単純に思うんですけど。

○ 樋口博己委員長

という加納委員からのご発言ですが、よろしいでしょうか。

正副委員長の中でも、多分上杉先生がいいんだろうなと打合せをしていました。

そうしたら、まだ当たっていませんので、上杉先生に一度、できればこの予定している日程の中で当たらせていただきます。

もしこれが、この予定が合わなければ、どうさせてもらいましょうか。

○ 川村幸康副委員長

もし合わなければ、次の先生、次の先生という形だけ了承していただけるなら、それもいいかなとは思うんですけど。

○ 樋口博己委員長

よろしいですか。

次の先生、次の先生といたしますと……。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

これは正副委員長で。

○ 川村幸康副委員長

一任していただければ。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

それで、例えば、時間的には可能だけれども、本来はお越しいただくことを想定しておりますが、オンラインということも視野に入れていきたいなと思っておりますので、よろ

しくお願いします。

この場合もヒューリアみえの松村様と同じく、全員協議会室で全議員にお声かけをさせていただき同じようなスタイルでやらせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうしたら、参考人招致につきましては松村様と、第1希望が上杉先生という形で調整をさせていただきます。ヒューリアみえの松村様は11月24日金曜日午前10時確定ということでさせていただきますので、これは、全議員の皆さんへの声かけはどのようにさせてもらうといいんですか。

○ 西口議会事務局議事課長

議長にまずお断りをさせていただいてから、ご案内をさせていただくという形がいいかなと思いますので。

○ 樋口博己委員長

じゃ、議長にお断りをさせていただいて、全議員にご案内をさせていただくということで、また、委員の皆様から会派の皆様にもぜひご参加くださいということでお声がけいただければなと思っております。

参考人招致はそのようにお決めいただきましたので、今日予定しておりました内容は以上でありますけれども、次回に向けての資料として、施策のもう少し細かい内訳の資料ということで副委員長からご請求がありました。他の委員の皆様で、何か追加資料がございましたら、よろしいですかね。

(なし)

○ 樋口博己委員長

また、ほかでも今後の進め方であるとか、ご意見、この際その他でありましたら、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

理事者のほうから何かよろしいですか。

○ 川口総務部長

先ほど請求いただきました資料につきましては、また、正副委員長のほうとご相談をさせていただいた上で作らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○ 樋口博己委員長

また、11月24日金曜日のヒューリアみえの松村様の参考人招致に向けては、ちょっと別途、事前の何か資料を準備したほうがいいのか、また次回でもご意見をいただければと思います。ちょっと正副委員長のほうでも相談させていただきます。

それでは、これで本日の人権施策等調査特別委員会を閉じさせていただきたいと思えます。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

15 : 19 閉議